

コーポレート・ガバナンス

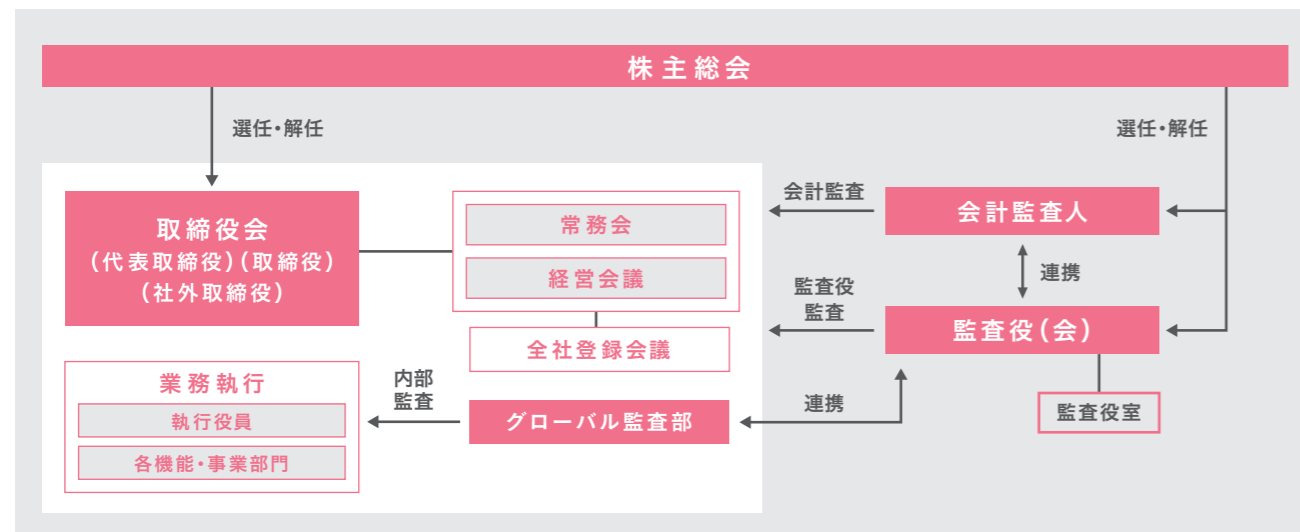
ジェイテクトは、企業の社会的責任を果たし、企業価値を持続的に向上させるため、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでいます。

推進体制

ジェイテクトでは、取締役会を毎月開催し、経営上の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しています。さらに、取締役会の監督機能を強化するため、2015年6月に2名の独立社外取締役を選任しました。また、取締役会の下部機構として常務会、経営会議、全社登録会議を設け、個別事項の審議の充実を図るとともに、執行役員業務執行を監督しています。経営を監視する仕組みとして、監査役会設置会社制度を採用し、社外監査役2名を含む4名の監査役が、取締

役の職務執行を監査しています。内部監査については、各業務執行とは独立したグローバル監査部により管理・手続きの妥当性、遵法性など業務全般の監査を行っています。監査役、会計監査人、グローバル監査部は、定期・随時に協議し、相互連携を図っています。また、ジェイテクトでは、会社法、金融商品取引法が要求する内部統制の体制を整備・運用しています。

コーポレート・ガバナンス体制



16回開催	24回開催	24回開催	15回開催	
取締役会	常務会	経営会議	監査役(会)	全社登録会議
経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。	取締役会を補完し、経営上の重要事項などを審議、基本方針を決定する。	取締役会を補完し、業務執行における方針の進捗を管理する。加えて、広く役員間で業務執行上の問題点・情報を共有する。	取締役の職務執行の監査、会計監査人の監査の方法・結果の相当性の確認を行う。	取締役会・常務会・経営会議から権限を委譲され、業務執行の立場からの専門的かつ十分な審議を通じ方針・方向性を検討する。

社外役員

ジェイテクトは「取締役選任に関する方針」に基づき人格、識見に優れ、高い倫理観を有し、会社法の要件を満たし、「社外取締役の役割責務」を果たせる人物で、且つ、出身の各分野における実績と見識を有している人物を社外取締役として選任しています。また、中立的・客観的視点での監査の実施という観点から、社外監査役を選任しています。以下に記載する実績と見識を有することも理由としています。

取締役・監査役の報酬

取締役の報酬は、月額と賞与により構成し、企業業績との連動性を確保して、職責や成果を反映した報酬体系としています。賞与は、各期の連結営業利益をベースとし

て、配当、従業員の賞与水準、他社の動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、検討しています。具体的な案は代表取締役と社外取締役で構成する「役員報酬案策定会議」にて検討しています。監査役は、月額のみとし、賞与の支給はありません。企業業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保しています。なお、役員報酬などの月額報酬については、2012年6月27日開催の株主総会の決議により定められた報酬総額の上限範囲内にて決定しています。各取締役の月額報酬額は、取締役会にて決議し、各監査役の月額報酬額は監査役の協議により決定しています。

また、取締役の賞与については、定時株主総会の決議により支給総額について承認された後、各取締役の賞与額は、個々の職務と責任および実績を勘案し取締役会で決議しています。

独立社外取締役および独立社外役員の選任理由と実績

役職	氏名	選任の主な理由となった実績・見識等	独立役員	2017年度の出席状況(回/回)	
				取締役会	監査役会
取締役	宮谷 孝夫	製造業の経営者および業界団体会長としてのモノづくりに関わる豊富な経験と高い見識	○	16/16	—
取締役	岡本 巖	経済産業省および一般財団法人の要職を歴任し国内外における産業・経済活動に関する豊富な経験と高い見識	○	16/16	—
取締役	内山田 竹志	製造業の経営者としてのモノづくりに関わる豊富な経験と高い見識	—	—	—
監査役	吉田 享司	公認会計士としての財務および会計に関する相当程度の知見	○	—	—
監査役	若林 宏之	製造業の経営者としての豊富な経験と企業統治に関する幅広い見識	—	—	—

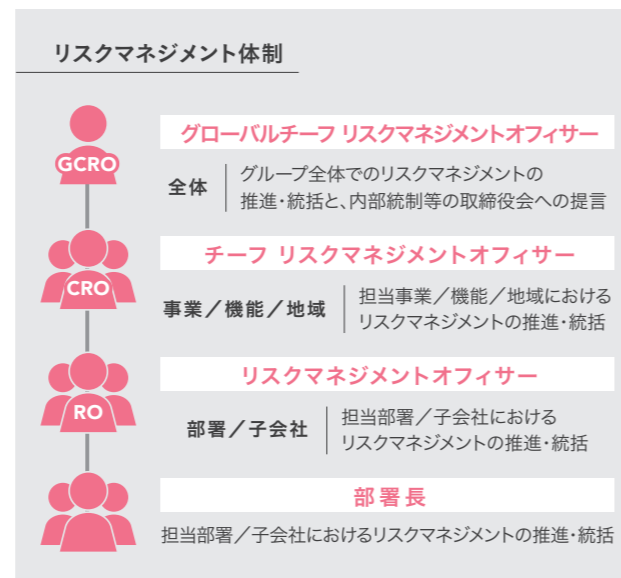
リスクマネジメント

基本的な考え方 | 企業価値を向上し社会の期待に応えるために

ファンダメンタルズ(企業基盤)を維持、強化しつつ、経営環境の変化に迅速に対応し、企業価値を持続的に向上させるために、ジェイテクトグループ全体の重要なリスクを把握、評価し、適切な対策を推進するリスクマネジメント推進体制の充実を図っています。

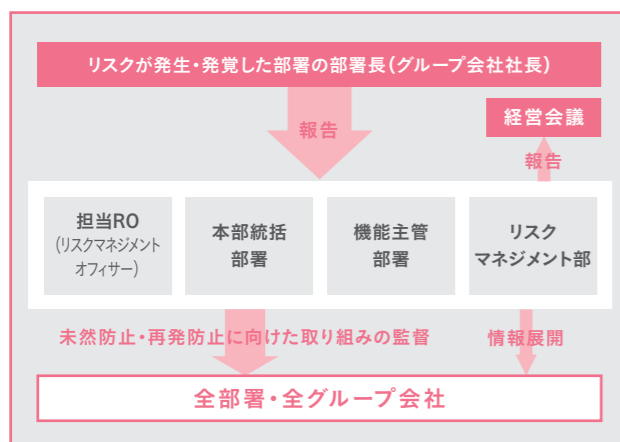
推進体制

全社横断的な会議体である企業価値向上委員会において、事業活動や社会・環境に影響をおよぼす可能性のあるリスクについて、外部環境も踏まえて定期的に見直しを行っています。未然防止の取り組み強化に向けて、2017年10月、CO(コンプライアンスオフィサー)をRO(リスクマネジメントオフィサー)に移行した新しい体制を構築しました。リスクマネジメントを各部署、グループに展開するとともに、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関わる活動と融合させ、より効果的かつ効率的な活動とし、グローバルでのリスクコントロールを目指します。



リスクの把握と対応の明確化

ジェイテクトではリスク項目毎にリスク管理部署を割り当てています。リスク管理部署は、企業価値向上委員会の下部組織であるリスクマネジメントWGの活動を通じて、リスク発現の予防・低減のための対応計画を策定し、各施策を推進しています。



即時報告の徹底

2015年度より運用しているコンプライアンス上の問題把握後の速やかな報告を求める即時報告の対象範囲を拡げ、コンプライアンス以外のリスクについても、リスク把握後の第一報が迅速に伝達されるよう運用ルールの徹底を図っております。

各部門でのリスク視点を強化

各部門が自律的にリスクに対処するため、部門単位で策定する年度実施計画において、その推進を阻害する可能性のあるリスクへの対応を織り込み、各部門でのリスク発現への予防・対策を推進しています。

コンプライアンス

基本的な考え方 | 一人ひとりが企業倫理に則った正しい判断・行動を

ジェイテクトでは、コンプライアンスは企業価値を支える前提・基礎であり、企業理念を実現するために不可欠なものとして位置づけています。コンプライアンスを単なる法令遵守にとどまらず、企業倫理に則って社会的責務を果たしていくことも含めて捉え、「役員倫理規則」「コンプライアンス規則」などを制定しています。

教育・啓発活動

ジェイテクトでは、役員、従業員およびジェイテクトグループ各社を対象に、業務にかかわりの深いコンプライアンスについて継続的に教育・啓発活動を行っております。企業コンプライアンスの要となる当社役員(取締役、監査役のほか執行役員等を含みます)に対する研修を毎年開催しており、2017年度においては、近年特に社会の関心が高まっている個人情報保護および中小企業保護をテーマに、外部弁護士の講演等により、問題を再認識する機会

としました。また、毎年7月をコンプライアンス強化月間(現在はリスク管理強化月間)と定め、国内外グループ会社を含む全従業員を対象に社長メッセージの発信、e-ラーニングや職場での読み合わせによるコンプライアンス教育資料の展開等を行い、各職場におけるコンプライアンスの実践を支援しています。さらに、人事部等の企画する社内研修においても、個人の職位、職種に応じた注意すべきコンプライアンスを取り上げております。

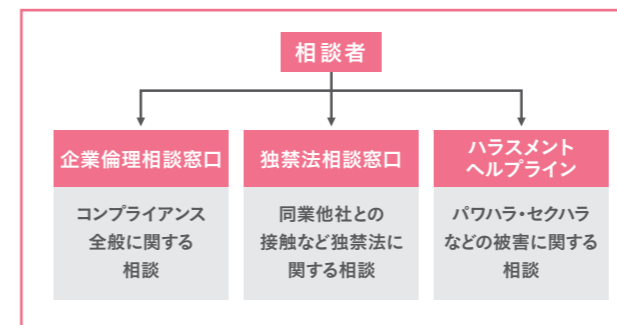
内部通報窓口

相談案件ごとにきめ細かな対応ができるよう「企業倫理相談窓口」ほか、複数の窓口を設けて、不祥事の未然防止や早期対応・再発防止に努めています。海外を含むグループ会社でも個別に相談窓口を設置しています。

コンプライアンス点検

ジェイテクトでは、社内全部署および国内外のグループ会社を対象として、定期的に、業務にかかわるコンプライアンスについてマネジメントの状況を調査する点検を実施しています。

内部通報窓口の役割



過去5年の内部通報件数

年度	2013	2014	2015	2016	2017
件数	50	51	51	45	50

独占禁止法・腐敗防止

ジェイテクトでは、ジェイテクトグループの事業および製品の特色、取引における公正を重視する世界的潮流ならびに法規制と摘発の厳格化が進む現状に鑑み、とくに独占禁止法・各国競争法と腐敗行為・贈収賄関連法のコンプライアンスに重点をおいております。

適切な納税に対する取組み

ジェイテクトグループでは、企業価値を支え、企業理念を実現するために、事業を行う国や地域で適切な納税を行うことは重要な意味を持つと認識しています。この考えに基づき、私たちは事業を行う国や地域における納税に関する法令及びその精神を順守しています。